

町民憲章

めぐまれた自然と、輝かしい歴史伝統にはぐくまれたわたくしたちは、平和で心豊かな生活を願い、吉岡町民としての自覚に基づき、ここにこの憲章を定めます。

1. 体をきたえ、健康で明るい家庭をつくりましょう。
2. 働く喜びを知り、技術をみがき、町の発展につとめましょう。
3. 礼儀を正し、きまりを守り、住みよい町をつくりましょう。
4. 老人を敬い、子供らの夢を育てる、ふれあいの町をつくりましょう。
5. 伝統を守り、知識をひろめ、文化の発展につとめましょう。

(昭和 60 年 3 月 20 日告示第 19 号)

町章



ほうじょう
豊饒円満な郷土を意図し、吉岡町の頭文字を円形に図案化したものを中心とし、本町随所に見望する古墳群の古代文化を象徴して石のやじり鍬を三方に配したものです。

三個の鍬は上毛三山を表現し、さらに三つの前進方向、より美しく、より明るい郷土と人づくり、より高度な住民福祉、より豊かに調和のある生活環境の整備を意図するものであって、古い伝統と美しい自然の中に育まれてきた吉岡町の清新気鋭な町づくりを表現したものです。

(昭和 60 年 3 月 20 日告示第 15 号)

町の花・木・鳥

(昭和 60 年 3 月 20 日告示第 19 号)



町の花「きく」

秋に咲く菊は、格調高い気品と優雅さを誇り、本町の理想を表します。花ことばは、理知・高貴。



町の木「イチヨウ」

天を仰ぐように育つイチヨウは、私たちの気持ちを清らかにしてくれるとともに、町の発展を表します。



町の鳥「ひばり」

吉岡に多く見られるひばりは、空高くさえずり、心豊かな福祉の町づくりを目指すことを表します。